

フランスにおける欧州統合の国内化と 「EU アイデンティティ」 —リスボン条約成立に向けた フランスの貢献とその背景—

渡邊 啓貴

はじめに

2009年12月にリスボン条約は発効した。アイルランドが国民投票でその批准を拒否して一時は成立も危ぶまれた同条約だったが、この条約の発端となる「改革条約」の発議を行なったのは当時大統領に就任したばかりのサルコジ仏大統領であった。2005年シラク大統領のときに欧州憲法条約の批准を国民投票で拒否し、統合の停滞を招いた張本人はフランスであった。サルコジ大統領が文字通り東奔西走して改革条約、そしてリスボン条約実現の道をつけるために努力したのはその汚名挽回の意味があった。リスボン条約はフランスにとって因縁の条約ということができた。

フランスがリスボン条約発効に関わった経緯は単純ではなかった。先に述べたような経緯からフランスには欧州統合に対する負い目があったからである。したがって、フランスは欧州憲法条約挫折後のヨーロッパ統合の気運再興の使命を担ったのである。だとすると、その過程におけるフランス国民のEU、あるいは欧州統合に対する認識はどのようなものであったのか。ここでは「EU アイデンティティ」という言葉を用いて検討する。

第1節 リスボン条約発効とフランス

1. 欧州統合推進国としての面目

—— 憲法条約を葬り、リスボン条約合意に貢献したフランス

EUの東方への拡大とそれにまつわる制度改革を提唱した2000年12

月のニース欧州理事会はベルギー政府に「欧州の将来に関する報告」を検討するように要請した。翌年 12 月のラーケン欧州理事会は「ラーケン宣言」を採択して、欧州憲法の検討をするための「欧州の将来に関する諮問会議」を設立した。この諮問会議の議長になったのが、ジスカルド・デスタン元仏大統領であった。この諮問会議は 2002 年 2 月から 2003 年 7 月にかけて討議を行い、その後政府間会議を経て、2004 年 10 月にはローマで「欧州のための憲法を制定する条約」(欧州憲法条約)の署名に成功した。

しかし 2005 年 5 月 29 日フランスは折角合意したこの憲法条約の批准を国民投票で拒否してしまった(同年 6 月 1 日にはオランダが拒否)。こうして統合のイニシアティブを発揮してきたフランス自身によって憲法条約の批准が宙吊りの状態にされ、統合の足踏み状態は避けがたくなった。批准作業は中断され、「熟考期間」がおかれることになり、同年 12 月の欧州理事会では欧州憲法条約の放棄が合意された。

しかしその危機的状態から欧州統合を浮揚させたのもまたフランスであった。

2007 年 5 月大統領に就任したサルコジは欧州統合推進を最大の課題のひとつとして捉え、外交政策のトップにあげた。同大統領は、大統領就任直後「フランスはヨーロッパに戻ってきた」と先ず語り、「ヨーロッパに向けた強い行動をとる」と力強く宣言したのである。サルコジ大統領は選挙キャンペーンの最中から、欧州憲法条約案を簡素化し、議会によって批准することを主張していた。対抗馬のロワイヤル社会党候補が改めて国民投票を実施すると主張していたのとは対照的であった。妥協しにくい理念的な内容は削除し、手続き面での合意しやすい点を残そうという主張であった。目的合理主義者サルコジ大統領らしい主張であった¹⁾。

その要となったのは改めて言うまでもなく緊密な独仏関係であった。サルコジは大統領就任式が終わった数時間後にはドイツを訪問、欧州憲法条約についてメルケルと大筋で合意したといわれる。その後、日をおかず、ブリュッセルでバローゾ欧州委員会委員長と会い、プルーディイ首相、さらにサパテロ西首相とも欧州理事会前に会見し、感触を確認していた。サルコジのフットワークの軽さとともに用意周到さ

を示した一連の展開だった。

6月の欧州理事会ではサルコジの外交手腕が成果を上げた。この欧州理事会で、サルコジは欧州憲法条約の議論を復活させ、理念的な議論はできるだけ回避し、今後は「改革条約」として簡素化した実利的な条約を起草する方向で合意をうることに成功した。同時に対立する議長国ドイツとポーランドの間で仲介役を果たしたのもサルコジであった。サルコジ大統領は、理事会の持ち票数で大国の立場を堅持したいポーランドに対して長時間にわたる説得工作を成功させた。最後には、自分がポーランド国会で直接演説するとまでサルコジは言ったと伝えられる。サルコジの機敏なパフォーマンスは、フランスが欧州統合のリーダーに再び咲いた所作であると国内では評価された²⁾。

サルコジ大統領の尽力により、この年の10月18日には加盟諸国首脳間で改革条約について合意し、同年12月13日には全ての加盟国がリスボン条約に調印した。そしてフランスは翌年の2008年2月14日にこの条約を批准した。今回は国民投票ではなく、両院議員総会でのことであったが、それは憲法条約批准の失敗の轍を踏まないためだった。

同時にフランスが条約調印後それほど時期をあけず、批准の手続きを取ったのはひとつには国内外の情勢で揺れやすい世論の変化が起きないうちに批准を済ませたいという意向があった。対外的にもEU統合の推進役として条約の実現に積極的姿勢を示したいという意図があった。とくに08年後半はフランスが議長国であった。したがって批准を迅速に進め、フランスが課題とする共通移民政策など他の政策に取り掛かりたかったのである³⁾。因みにフランスは第五番目の批准国であった。それまでにハンガリー・スロベニアなどの国が批准を終えていたが、加盟大国の批准はまだであった。フランスは批准の先陣を切ったことになる。この措置に対するフランス国民の反発はほとんどみられなかった。

2. 2008年下半期の議長国フランスの役割

しかし事態はこうしたフランスの議長国としての意気込みにもかかわらず、一気に暗転してしまった。同年6月13日加盟国の中では初めて行われた国民投票でアイルランドがリスボン条約の批准に失敗した

からである。

フランスのショックは隠せなかった。その直後のフランス各日刊紙の一面見出しは、「アイルランド 1 - ヨーロッパ 0」(サッカーのスコアにならったもの *Liberation*, 14 juin 2008)、「アイルランドの拒否 (non) はヨーロッパを新たな危機に沈めた」(*Le Figaro*, 14-15 juin 2008)、「ヨーロッパはアイルランドの袋小路にどう応えるのかを模索する」(*Les Echos*, 16 juin 2008)、「フランスは危機の真只中でヨーロッパの議長国となる」(*Le monde*, 15-16 juin 2008) という切迫した危機感とその事態に次の議長国として対応しなければならないフランスの不安を表明するものであった。

フランスではアイルランドが条約を批准しなかった理由として、委員会の人数確保(将来的に加盟各国に必ず割り当てられなくなること)、避妊禁止、アイルランドの軍事的中立、低い法人税など、アイルランドの従来の方針を損なう新条約の機構改革に対する国民の懸念があったと見ていた。

アイルランドが国民投票でリスボン条約の批准を拒否した直後に予想されたその後のシナリオとしては、アイルランドでの再国民投票、ニース条約の継続、リスボン条約の再交渉、アイルランドの脱退、EU の先進国グループとの階層化、統合をめぐる論争の再燃などであった。しかしニース条約では新加盟国の理事会での投票数や欧州議会議員数をめぐって計算が複雑化することが予想されるし、条約の再交渉もフランスとオランダが憲法条約の批准を国民投票で拒否した後に、最小公約数的な内容にまで絞り込んだはずのリスボン条約の意味が反故となる可能性があった。いずれにせよ、時間はかかるが、アイルランドが国民投票を再度実施し、条約の批准を行うことが最も良い選択であることは明瞭だった⁴⁾。

しかし加盟国にとって、もともと EU 統合は自国の国益と外交的率先の手段として捉えられている。フランスの場合そうした意識はその強いリーダーシップと裏腹である。サルコジ大統領は、議長国就任直後に、共通農業政策の改革、欧州移民条約、温暖化条約を実現のための優先事項としてあげ、6月のスペイン訪問では、サパテロとの間で、新機軸となった「地中海同盟構想」実現のための地中海評議会開催などにつ

いて合意した。しかしこの同盟構想は地中海諸国以外の加盟国との間では摩擦の種となり、ドイツとの関係が一時的に緊張した。これは04年の拡大で確認された中・東欧へのドイツ影響圏拡大に対抗するものと考えられたからである⁵⁾。

リスボン条約はこうした加盟国間での対立を孕む諸政策とは別格の扱いをされることになるが、基本的にアイルランド、チェコで見られた条約批准プロセスはいずれも国内問題ともいえた。フランスの意思とは裏腹に他のEU各国の対応は自ずと限界があった。フランスの対応も直接的なアプローチとともに、他の加盟国を伴ったマルチのアプローチを駆使したものであった。フランスは議長国として、一日でも早くリスボン条約の批准の目途を立てた上で09年6月の欧州議会選挙への道をつけたいという意図が強かったが、基本的には「静観」の姿勢をとった。しかも2008年後半はリーマンショック以後金融面での余波がヨーロッパにも及び、景気・財政改善にサルコジは奔走することになる。そうした中でドイツとの政策の違いも再燃し、EU加盟諸国にとってリスボン条約批准は、当事国自身の問題として捉えられる傾向が大勢となった。

とくに、議長国であるフランスおよび他の加盟国はアイルランド国民の感情を刺激しないように注意した。統合遅延の過剰な責任をアイルランドに負わせないようにと細心の注意が払われたのである。サルコジ大統領は内心、アイルランドで再国民投票のキャンペーンの動きが起こらないのではないかと大いに懸念したが、どのような方法をとるのかということはアイルランド自身に任せるという姿勢をとったのである。

7月21日にダブリンを訪れたサルコジ大統領は、「私はアイルランドが新たな国民投票を実施すべきだとは一度たりとも言ったことがない。・・・アイルランドは命ぜられるがままに行動をすることはないというメッセージを受け取った」と語った⁶⁾。

サルコジ大統領訪問直後の同月27日発表された世論調査では、アイルランド国民の71%が二度目の投票の意思はなかった。そして62%が新しい国民投票が年内に行なわれるならば依然として批准を「拒否」するであろうという意見であった。こうした事情を受けて、サルコジ

大統領は中立で相互の立場の意見に耳を傾けるが、過剰な干渉はしないという姿勢を示した。いわば「忠実な仲介人」の立場をとろうとしたのである⁷⁾。

すでに6月の欧州理事会ではリスボン条約の再スタートを10月以後とすることによって冷却期間をおくことを決めていた。サルコジの対応もそれに沿ったものであった。しかしフランスではフランスが議長国である08年末前の12月の欧州理事会でアイルランドが批准手続きについての見通しを明らかにすることを期待する声が強くなっていた⁸⁾。サルコジ大統領はメルケル独首相と緊密な連絡を取り、この方向を進めて行った。

他方でアイルランドの方からは、国内での批准の気運が高まるように、アイルランド国民の懸念材料である軍事的中立性・法人税・避妊について他の加盟国から圧力をかけてくれるようにという要請まであったという。最終的にはバローゾ委員長を通して、アイルランドは欧州委員会委員の席をしばらくの間は維持するであろう、という宥和的な進言が伝えられたとも言われる⁹⁾。

最終的に2008年12月11-12日の欧州理事会では欧州委員の数は全加盟国1名とし、さらにアイルランドの主権を尊重して、適応除外を約束した。こうしてカウエン・アイルランド首相が再国民投票を実施する意向を宣言した。さらに、翌年6月18-19日の欧州理事会はアイルランドに適応除外を確認して、アイルランド国民投票再実施に道を開いた。それに基づいて、10月2日に再度国民投票が実施され、67%の支持率で条約の批准が承認されたのである。

一連のプロセスでは2008年後半のフランスが議長国だったときにアイルランドに対する妥協という大きな道筋がつけられたことは明らかだった。それが翌年の上半期の議長国チェコの舵取りの伏線となった。

いずれにせよ、フランスの議長国としてのイニシアティブをフランス国民は肯定的に捉えた。2009年4-5月のユーロバロメーター(世論調査)では2008年後半のフランスの議長国としての活動は「どちらかというともよかった」とするものが63%(フランスにとって)、66%(ヨーロッパにとって)であった¹⁰⁾。

3. リスボン条約の内容面でのフランスの主張とその反映

上記のように、フランスが相当の肩入れをして実現したリスボン条約であったため、フランス側のこの条約に対する評価は公式には肯定的である。筆者自身、フランス外務省欧州問題担当官との意見交換でその点を確認した¹¹⁾。周知のようにリスボン条約は簡素化されたとはいえ、実質的には憲法条約の大体の内容を継承したものであるが、フランス人にとってはその土台はニース条約から来たものと理解されている。たとえばリスボン条約における「外務・安全保障政策上級代表」という名称は、憲法条約での「EU外相」という表現ではなく、ニース条約で使用されていた「共通外交・安全保障政策上級代表」という呼称に近い。

担当官の分析では、強いリーダーシップのための欧州理事会常任議長制度の創設は強い権限を持つフランスの第五共和制（現体制）の大統領の地位と重なり、外務・安全保障政策上級代表制度はもともとフランスの発案であった。決定プロセスでの特定多数決制の定着というデモクラシーの強化、さらに二重決定措置もフランスは高く評価する。各国議会の役割の増大（補完性原理）についてはもともと主権の尊重にこだわるフランスはこれを肯定的に受け止めているし、共通防衛政策での任務分野の拡充や「より緊密な協力」の延長としての「恒常的組織協力」についても評価できるという。

フランス側の公式見解の中でのリスボン条約の評価も以下の通りである¹²⁾。

フランスはEUの制度がより民主的かつ効率性を高めた点として、理事会での特定多数決が可能な案件の増加、欧州理事会常任議長設置、欧州議会による欧州委員会委員長の選出（欧州議会選挙の意義の拡大）、民主主義原則に基づく市民レベルでのEUへの積極的参加、加盟各国の議会によるEU活動を監視する権限などである。とくに、市民の参加について高く評価し、気候変動への戦い、エネルギー、研究、排除に対する戦い、緊急人道援助、組織・テロ犯罪に対する戦いなどを含む30分野での特定多数決の導入、外務・安全保障政策上級代表の設置、危機管理における「組織協力」、また軍縮・軍事勧告支援・紛争予防・紛争後の安定に向けた新たな権限などによる共通防衛面での協力強化

などがある。

そのほかに、とりわけフランスの意見がリスボン条約に反映したと見なされているのは以下の通りである。

第一に、「競争」は、EU 諸政策の基礎となる目的そのものではもはやない、という点である。競争が従来の諸条約の中で、欧州共同体の目的ではあったが、新条約ではこの目的を廃止した。第二に、公共サービスは議定書によって保護される。また加盟諸国は活動範囲を拡大し、公共サービスの提供・組織・財政支援が可能となるが、そればかりでなく、ハイレベルの質と保証に支えられた普遍的なサービスをめざすことにもなる。そして、一般的な経済利益のためのさまざまな業務の多様性と、地理的・社会的・文化的状況の違いから発生する利用者の需要と性向の中に存在する不均衡は尊重される。さらに、EU は、公共サービス部門の規定を加重多数決投票に付託することができる。第三に、EU は世界化の枠組みにおいて市民の保護を初めてその目的とした。第四に、一般社会条項は EU の政策全体の定義および実施において、ハイレベルの雇用水準の促進、適切な社会保護の保証、社会的排除に対する戦い、そして教育・職業教育・健康保護をめぐる諸要求を尊重する。

第五に、多くの新たな社会的権利を保証する基本権憲章を尊重する。リスボン条約は、基本権憲章に対して諸条約と同等の価値を与えている。すなわち、この憲章はとりわけ以下のことを含んでいる。

- 交渉および集団行動の権利
- 社会保障と社会支援の権利
- 一般的な経済利益業務にアクセスする権利
- 不当な解雇に対する擁護

民主主義的価値とそれを反映した政策決定プロセス、社会保障面での前進、市民概念の具体的な拡充に向けた努力、そして補完性原理の擁護という点をフランスは高く評価したのである。

第 2 節 EU アイデンティティと欧州統合の意識の違い

—— 統合をめぐるフランス世論の推移

一連の経緯において、リスボン条約に向けたフランスの貢献は明ら

かであった。サルコジ大統領は条約の成立と発効に腐心した。それではそうしたフランス政権の積極姿勢はフランス国民のEU統合に対する意識とどのように関係しているのだろうか。しかし他方で、統合はエリート中心の統合であって、高い国際認識と意識に支えられたものであるとよく言われる。そのことを世論調査を通して検討してみることに本節の目的はある。

以下では、世論調査の動向を手がかりとしてそれを検証していくが、フランス国民のEU認識に関する評価について、先ずマーストリヒト条約と憲法条約批准承認のための国民投票を手がかりにそれぞれの時期の投票動機をサーベイし、リスボン条約時期から今日までのフランス国民の意識の変化について検討する。

1. マーストリヒト条約批准のための国民投票の投票行動

周知のようにマーストリヒト条約（EU条約・欧州連合条約・欧州同盟条約）は、仏独とイギリスのメジャー首相の尽力で成立した、ローマ条約以来の条約の大改正であり、新たな三本柱による統合体制の構築であった。それだけに、フランスは統合の牽引車としての面目躍如を施したいところであったが、1992年6月デンマークが国民投票で批准を拒否し、巻き返しを図って同年9月に実施されたフランスの国民投票では批准派の支持率がようやく過半数を超えるという僅差（約51%の支持率）の勝利にとどまった。

第一に、しばしば欧州統合は「エリートの統合」と指摘されるが、この国民投票においてもその傾向は明らかとなった。有権者の投票行動の特徴のひとつは、賛成派の多くが「富裕な都市住民」であったこと。逆に反対派には「農民・労働者」が多かったこと。また、大都市住民の支持票が多く、高学歴、既存の権益関係に縛られない若年世代の支持率が高かったことが、そうした従来の通説的説明を証明していた。こうした一連の国民意識のあり方はマーストリヒト条約と憲法条約批准の国民投票の時期によく示されていた。

具体的には、フランス本国の住民10万人以上の35の都市のうち29都市で賛成派が勝利した。欧州議会のあるストラスブール市は最高の72.22%の得票率、ついでレンヌ市の69.69%、リヨンの60.28%、パ

リ市では賛成派が 62.51 % を占めた。ヌイイー、ソー、サン・クルーなどのパリ郊外の住宅地やリヨン郊外などの富裕層が多い地域も 60% 台の支持率を得た。

一方で、批准を拒否した地域は、欧州統合に関わる諸問題を抱えた地域であった。その筆頭は、共通農業政策の改革による打撃をうける農村地域で、具体的にはジャガイモ・テンサイの生産地であるエヌ県やブリ県、穀物生産地のボース県、牧畜のリムーザン県・オーベルニュ県・ノルマンディー県である。同じ県のなかでも都市部は批准賛成派が過半数を獲得した場合もかなりあった。次いで、都市でも開発の目処のたたないカルカソンヌ・ナルボンヌなどの豊かでない都市、地域開発の対象から外れたアルル・アビニオン・ニーム各市、急激な経済的变化が失業や不況を招いたマルセイユ市などは批准拒否派が勝利した。加えて、不況地域や移民による失業・非行問題に直面する都市の郊外などでも反対票が多かった。条約の批准を拒否した多くの県が 88 年の大統領選挙ではミッテランを支持した県であるという事実は (88 年にミッテラン支持の 78 県のうち 51 県が今回は批准拒否)、この国民投票に社会党政権に対するプレビシット (政権の正当性を問う信任投票) の意味がこめられていたと考えられた。

第二に、投票の動機としては、賛成票のうち「ヨーロッパ統合」のために投票した者は 89% に達したのに対して、マーストリヒト条約そのものを支持して投票した者はわずかに 4% であった。反対票のうちで「ヨーロッパ統合」に反対の者は 36%、マーストリヒト条約に反対する者は 44% であった。このことからすると、フランス国民の半数に近い者が反対したこの投票は、「ヨーロッパ統合」の原則には賛成だが、マーストリヒト条約そのものに関してはフランス国民の多くが懐疑的であるということが分かる。社会層・職業別で見ると、賛成票は管理職の 80%、学位保有者の 71% に対して、労働者は 40%、学位を持たない者では 40% にとどまっており、「エリートによるヨーロッパ統合」ということができよう¹³⁾。

第三に、政党支持者別の投票行動では、旧ドゴール派を自認する保守派の大物政治家パスクワやセガンらに代表される RPR (共和国連合) 支持者の 58% が「批准拒否」に投票したことである。各政党毎のテレ

ビ選挙キャンペーンにおいても RPR に関しては党内の批准「支持派」と「反対派」が出演。同じ政党の代表でありながら相対立する見解を表明するという体たらくで、党内の分裂を強く印象づけた。

バスクワ・セーガンは、「ポストシラク」(次期大統領候補)に向けたヨミもあって、「反ヨーロッパ」という「正統派ドゴール主義」の立場を強く印象づけようとしたのであるが、結果的には党内の多くの支持を得たことになった。シラクの指導力にゆきぶりがかけられたことは確かであった。

第四に、その他の政党の動向については、統合推進派ジスカル・デスタン元大統領の率いる UDF (フランス民主連合) の約 6 割は支持、社会党も 79% の支持率であった。ふたつのエコロジスト(「緑」と「エコロジー世代」)はともに約 6 割が条約支持、反対派の共産党は、支持者の 80%、同じく国民戦線の支持者の 92% が「批准拒否」に票を投じている¹⁴⁾。

マーストリヒト条約批准のときによく言われたことは、「ヨーロッパ統合には原則的に賛成だが、条約そのものはよく理解できない」あるいは「関心がない」という有権者が多かったということだった。統合が日々の生活の逆風になると考える人々はネガティブな印象をもっていた。当時、将来の承認を前提として再交渉による同条約の修正を主張する「楽観主義的な拒否」の立場もあった¹⁵⁾。

2. 欧州憲法条約批准拒否の時期からリスボン条約批准の時期の国民世論

2005 年欧州憲法条約批准のための国民投票では、フランス国民の 55% が条約の批准拒否に票を投じた(同時期に国民投票を行なったオランダでは 62% が拒否)。地域別投票分布によると、22 の地域圏のうち 18 の地域圏で反対派が過半数を占める結果が出ていた。欧州統合派の大敗であった。憲法条約の発効には 25 カ国全加盟国の批准が必要である。EU 統合はここにきて足踏み状態が避けられないものとなった。

マーストリヒト条約に見られたフランス国民の投票行動の傾向は、この欧州憲法条約のための国民投票においても見られた。

第一に、この条約に対する無理解であった。関心そのものはマーストリヒト条約批准のときと同様に高かった。国民投票決定の日程が発

表された3月初めには、フランス国民の関心度はそれほど高くなく、53%であったが、3月末 - 4月初の時期には64%に達し、急速に国民的関心が高まっていった。5月末には国民投票の投票率は69.4%を示し、マーストリヒト条約のときの69.7%とほぼ同じ水準だった¹⁶⁾。

しかし中身の理解度ということになると、話は別であった。同年5月29日国民投票の調査では、最も重要な投票動機として「欧州憲法条約の条文の中身」と答えた人は、全体のわずかに21%、また「条約支持 (oui)」に投票したもののうちでも憲法条約の中身を理解して投票した者はわずかに19%、「不支持 (non)」に投票したもののうちの24%だった¹⁷⁾。憲法条約そのものは統合の大きな流れの中でひとつの里程碑として、当然出てきたものであったが、国民一般レベルでは統合のための不可欠の要件として考えられるには至らなかった。

さらに批准反対の理由の中で「条約が難しく理解できない」としたのは3分の1に達した(34%)。2004年11月の調査では加盟国民全体の中で、憲法条約の内容全体について知っていると言えたものはわずかに11%だったとしている。33%が憲法条約について聞いたこともないと答えた。フランスでは投票8週間前で2分の1が投票意思を示しているだけという事実があった¹⁸⁾。

第二に、職業・地位・収入による格差である。企業主、自由業、幹部社員では、支持派がそれぞれ51%、60%、67%であったが、職員、労働者では、支持派はそれぞれ37%、30%であった。さらに月収が1000ユーロ以下の層では支持派は35%、1000 - 1500ユーロの層では35%、1501 - 3000ユーロの層では47%、3001 - 4500ユーロの層では62%、4500ユーロ以上の層では74%が支持派であった。

高学歴者の支持率が高いことも従来どおりであったが、マーストリヒト条約批准のときの国民投票と比べて、学歴による投票行動の格差は拡大した。エリートが引っ張ったといわれた1992年のときと比べて、欧州憲法条約支持者の中ではバカロレア(大学入学資格者;高学歴の目安)を持つ人は35%以上増えた。マーストリヒト条約の時には半分がディプロムをもたない人だったが、それは3分の1に減った。つまり、支持者はより社会の上層部に偏っていった。「1992年には対立はディプロムをもたない人とその他の亀裂だったが、2005年には亀裂は

境目が動いて、もっと上のディプロムを持つ人とその他の亀裂となった¹⁹⁾」。

第三に、実際に欧州憲法条約時には欧州統合に対する支持率は後退の局面に入っていた。2005年1月にはCSAの調査では、わずかに2%の人々がヨーロッパについて自発的に語ったにすぎない²⁰⁾。これはトレンドでもある。1994年6月以来欧州建設に「熱心ないし信頼をおく」と答えた人々の比率は、ずっと40%前後であった。2004年6月には46%を示したが、2005年5月には36%を示している。これに対して、欧州建設に対する「不安ないし反発」を感じる人の比率は、50%近くを記録し、2002年4月には34%にまで低下したが、その後増加傾向に転じ、2005年5月には52%を記録した(グラフ図2参照)²¹⁾。

そして、リスボン条約批准のころになると、状況は変化していた。統計が違うので正確には比較できないが、フランス国民の世論は欧州統合に肯定的になっていた。

2009年4-5月の調査では、「(自分が)フランス人ではあるが、ヨーロッパ人ではない」という問いに対して、31%が肯定したにすぎない。これに対して「(自分は)フランス人でもあり、ヨーロッパ人でもある」という問いに対して肯定的に答えたものは67%であった。これはいずれも2006年の同様の質問に対する回答結果と同じであった。また後者の「フランス人でもあり、ヨーロッパ人でもある」といういわば「ダブル・アイデンティティ」は高学歴者、学生、大都市居住者に多く、それぞれ68%、67%、65%となっている。「欧州建設は他の世界に対してフランス人をより強化する」は78%で、2006年に比べて3%上昇、「欧州建設が欧州大陸の平和を保障する」は76%で、2006年比3%の上昇を示していた²²⁾。

しかしアイルランドがリスボン条約の批准を国民投票で拒否した2008年6月の世論調査ではフランス国民にとってEUへの帰属意識は高くなかった。EUへの帰属をよいことだと考えるフランス人は全体の48%にとどまっていた。2007年後半にはその割合は60%まで高まっていた。この傾向はEU主要国であるイギリスやイタリアでも同じであった(それぞれ30%、39%)²³⁾。

3. マーストリヒト条約の批准、20年後の国民の評価

—— 内外事情に影響される EU アイデンティティ

マーストリヒト条約批准二十周年に当たる 2012 年 9 月に、フランスで実施された世論調査では、92 年にマーストリヒト条約の批准支持に投票した人々（1974 年以前生まれの人々）のうち 64% が、「今この条約の批准が行なわれたら、自分は支持しない」と答えている。また調査対象者の 45% は「ユーロが危機に対して障害となっている」と回答した。その数字は 2010 年 8 月には 34% に過ぎなかったので、ユーロ圏の財政危機が EU 全体に対するフランス国民の評価を厳しいものにしていくことは明らかであった²⁴⁾。類似の結果として、9 月 11 日-13 日『フィガロ』紙のための IFOP の調査では、67% が「20 年経って EU はどちらかという悪い方向に向かっている」、76% が「現在の経済危機」の影響を制限するために有効に機能しているとは判断できない」と回答している²⁵⁾。

7 月に実施された独仏・ポーランドでの世論調査では、ドイツ人の回答のうち「ユーロがなければ」個人生活は「ずっとよくなる」と回答した者は 21%、「よくなる」とした者が 44%、「悪くなる」「ずっと悪くなる」と回答した者が 19%、2% であった。フランスでは、「ずっとよくなる」「よくなる」と回答したものがそれぞれ 14%、22%、「悪くなる」「ずっと悪くなる」と回答した者が 35%、20%。ポーランドでは、自国通貨がユーロに統合された場合には、生活が「悪くなる」と回答した者が 76% にまで達した²⁶⁾。

ドイツで通貨統合に期待する割合が下がっているのは、財政危機に陥っている他の加盟国のためのドイツの負担が大きいという意識があるためである。フランスでは緊縮政策への国民的反発があるが、共通通貨による恩恵に期待する割合はまだ高い。ポーランドの場合、ユーロ加盟のための緊縮財政努力への強い懸念が国民感情に強く浮かび上がっている。エリートはともかく一般国民レベルでは、今般の通貨統合を維持するための緊縮財政は、国民生活を圧迫する以外の何ものでもない。

しかし、これらの国の人々が「欧州統合」そのものに反対かという点、必ずしもそうではない。フランスでは、EU がなければ個人の生活

は「よくなる」と回答した者が32%に対して、「悪くなる」と回答した者は53%。ポーランドでは59%が「EUがなくなることはよくない」と回答している。欧州統合がよい影響をもたらすという原則的な見方には合意があるといつてよい。

むしろ、原則的な欧州統合支持と、日常生活に直接的な影響を与えるユーロをめぐる諸政策や諸制度に対する反発には乖離がある、と考えたほうがよい。こうした規則・制度を尊重する感情を筆者は日ごろから「EU意識（一般論としての欧州統合支持ではなく、EUの枠組みの中で合意した規則・制度を尊重する意思）」と呼んで、「欧州統合意識」「ヨーロッパ人意識・アイデンティティ」とは区別している。やはり欧州統合の今後の発展と現在の危機を乗り越えるには、「EU意識」の普及が何より重要であろう。

その意味では、ドイツの場合、「欧州建設（統合）がなければ、個人の生活はもっとよくなる」という意見が49%を占めた。ユーロという個別分野の制度、すなわち「EU意識」だけではなく、欧州統合そのものに対する反発が大きくなっていくとしたら、これまでの統合の達成意識を逆戻りさせることになる。それは真の意味での統合の危機であろう。それがドイツであるとしたら危機の根源はさらに深い。

こうした世論の推移の背景には時々の各国の内外の事情がある。国内問題との関連については次節で詳しく検討するが、マーストリヒト条約、欧州憲法条約の批准をめぐるプロセスにおいて明らかなことは、結果の違いはあるにせよ、「欧州統合支持」とそれぞれの条約（制度としてのEU）支持とは別であるということである。すなわちフランス国民は原則論としての統合や欧州建設には肯定的だが、条約内容・制度そのもの（EU）には関心が薄いか、EUには自分の利害関心からしか興味がない、ということができる。

筆者はかつて「EUアイデンティティ」という概念を提示したことがある²⁷⁾。国民的レベルでのEU統合に積極的な姿勢を「EUアイデンティティ」と呼ぶ。これは、「自分がヨーロッパ人である」とか、「ヨーロッパ文化圏に属する」などという漠然とした感覚という意味での「ヨーロッパアイデンティティ」と同義ではない。「EUアイデンティティ」はあくまでも制度や契約事項を含む組織体としてのEUに対するいわば

「忠誠」をも含む概念として考えたい。独善的な感覚ではない。価値観・行動規範を共有する「共同体」に属し、自分が参加主体であるだけでなく、従属要素でもあるという明確な認識を前提としている。義務感を伴った制度尊重の意識まで含む厳密な意味での「市民意識」である。「EU 意識」という呼び方に近いものとする。

第3節 リスボン条約批准を国民投票で問わなかったサルコジ大統領の判断 —— 欧州統合の「国内化」

本節では、欧州統合の議論が次第に国内政治経済事情と直接結び付けられて議論されている事情を検討する。サルコジ大統領が改革条約からリスボン条約調印、そしてその批准に向けて尽力しつつも、フランスはこの条約の批准を国民投票にかけなかったのはそれが極めてリスクの高いことが予想されたからであった。議論が欧州統合を離れて国内政策の信を問う議論に還元されていくことを恐れたからである。

欧州統合の「国内化」という言葉は、もっとも広く定義すると、統合に関わる 이슈が何らかの形で国内的な 이슈に関わる場合のすべてをさすと言うことができるが、ここでは上記のように国内議論を機軸に統合の 이슈が議論されるパターンを意味することとする。

とくにユーロ圏の財政危機が 2008 年から始まって 2012 年（サルコジ在任期間）に到るまでの時期は財政事情改善のために緊縮政策を強いられたユーロ圏の南欧加盟国には EU 共通政策に対する反発は強くなった。当然「EU 意識」は希薄化した。

ここでは欧州憲法条約批准のときに見られた論争を再検討することによって、フランスにおける EU 統合をめぐる議論の「国内化」について考えてみる。

1. 批准拒否の理由をめぐる議論 —— ヨーロッパ統合の自己撞着

欧州憲法条約批准に関するフランス国民投票は、ヨーロッパ統合をめぐる議論の「国内政治化」であった。

パリ政治学院のデュアメルは、①政治の墮落、②社会の苦痛、③（政

治) 制度疲労の三つの理由が、この国民投票の結果に結びついたと指摘している²⁸⁾。いうまでもなく、政治指導層の分裂と経済社会事情の負の側面は明白だった。デュアメル指摘でとくに興味深いのは、第五共和政そのものが制度疲労を起こしているという点である。たとえば、欧州憲法条約批准のための第五共和憲法改正には90%以上の議員が賛成しているにもかかわらず、国民投票では半数以下の賛意しか得られていない。つまり、政党政治が民意を反映していないのである。大政党である大統領与党と最大野党社会党に対する支持票は1965年から74年までの期間にはあわせて4分の3に達していたが、95年には44%、2002年には38%にまで落ちている²⁹⁾。第五共和政そのものが大きな曲がり角に来ている所作でもある。この点から、今日第五共和政を廃止して、より議会政治的要素を強くした第六共和政の導入を主張する議論も一方で声を強めている³⁰⁾。ペリノーも1992年マーストリヒト条約批准のときには、経済・通貨統合が問題であったが、欧州憲法条約をめぐる国民投票ではむしろ政治・制度が問われたのだと指摘している³¹⁾。

フランス世論調査機関CSAの著名な政治学者ロゼは、フランスではヨーロッパ統合問題が「再国民化」と論じている。つまり、ヨーロッパ統合の効果が期待できないために、フランス国民は統合を前向きに捉えなくなっている。マーストリヒト条約の発効以来、フランス国民はアメリカの覇権や単独主義に対抗するための政治的なヨーロッパという強い対抗軸を望むと同時に、ヨーロッパ統合のプロセスを通して、グローバリゼーションに対抗した社会福祉に手厚い「ヨーロッパモデル」を期待した。後者は英米流の市場競争を最重視した極端なリベラリズムへの抵抗でもあった。反対理由として「憲法条約は過度にリベラルである」としたものは34%に上った³²⁾。しかし、この国民投票に先立つ数年間の傾向はこうした立場の人々にとって、ヨーロッパが決してフランス国民が期待した方向に向かっているのではないことを示していた。こうした、いわば「ヨーロッパ統合の(推進がもたらした)自己撞着」がフランス国民の意識には存在するとロゼは指摘する。そして、拡大によってこれはもっと進行するだろう。つまり「ヨーロッパ空間(統合の拡大)とヨーロッパの強さ(統合による競争力や豊か

さ)は相乗効果をもたらすというよりも、対立関係にあるとロゼは主張する。結局、ヨーロッパ統合の議論がヨーロッパ全体の利益のための議論としてではなく、自分たちフランス国民のためだけのものとして論じられた(再国民化)という³³⁾。筆者の表現でいえば、論争の「国内政治化」である。

こうした統合に対する悲観的な認識は、日常的な生活環境の中での経験によってよりはっきりと現れる傾向がある。よく言われるように「ヨーロッパ懐疑主義」が一般庶民の間で根強い傾向をもつのは避け難い。政治家や社会的リーダーたちと一般庶民との間のヨーロッパ統合に対する感覚の乖離である。その意味ではそれは、理念と現実との乖離でもある。ヨーロッパ統合がエリートによる統合の推進といわれる所以である。

しかし、2005年のフランスの国民投票については、こうしたことに加えて、政治家や指導者たちの意識や結束にも不確かなものがあった。それがマーストリヒト条約批准のときと大きく違うところであり、その背景には欧州統合に対する飽和感、あるいは慢心や気の緩みといってもよいような、ある種の現状認識の甘さがあったのではないかと筆者は考えている。

筆者自身は、5月29日国民投票直後こうした見方を、①欧州憲法条約の時期尚早、②社会経済問題の深刻化、③EU拡大の未消化、④欧州憲法条約をめぐる議論の国内政治化という具体的な四点について整理し、指摘した³⁴⁾。本稿ではこのうち、「国内化」を顕著に示す②・③・④の三点について論じてみよう。

2. 経済社会問題の深刻化

第一に、この国民投票が憲法条約そのものの賛否を問うものとはならず、政府に対する「信任投票」となってしまったことである。投票の論点は、日を追って現政権の社会経済政策に対する批判へと変容していった。フランスでは、自由競争やグローバリズム、国家主権、トルコ加盟やイスラム移民に対する脅威をめぐる議論から雇用問題・社会保障、現状に対する不満などに論点が移っていった。

実際、2005年のユーロ圏全体の成長率は1.6%で2004年の2.0%より

低い。予想率はフランスで2%、オランダで1%であった。しかも、国民投票にとって災いしたのは、3月には5年ぶりに失業率が10%を超え、10.2%という記録が発表された。

これがラファラン政府への批判を増幅させた。ラファランに対する人気は発足当時の60%を超えた支持率はほぼ一貫して低下しており、国民投票時には28%にまで低下していた。ラファラン政府成立時(2002年5月)の失業者数(雇用登録者数)224万人程度だったが、それは一貫して上昇し、2年後の2005年5月には249万人に達していた。失業問題が政権への不信感を強めた。2005年3月雇用・失業問題が最重要だとする人々は75%に達し、90%が2005年5月の時点で政府に批判的だと答えている³⁵⁾。批准拒否の理由として憲法条約がフランスの失業事情をもつと悪化させるとした人は46%、それに次ぐのが「現状への不満」(40%)だった³⁶⁾。

これに、35時間法の延長、最低所得保障受給者の増加、退職年金など社会保障全般に対する不満が加わった。購買力低下に対する不満ももっともらしく叫ばれたが、この要求については具体性がないと後で批判も出されたほど、不満の百花繚乱だった。国民投票では、投票動機として41%の人々が「フランスの社会情勢」をその理由に挙げた。憲法条約賛成票のうち23%、反対票のうちの55%の人たちがこれを理由のひとつとして選択している³⁷⁾。

他方で、国内総生産に対する政府債務率は2002年58%から2004年には65%近くにまで達していた。周知のように、マーストリヒト条約で定められている財政赤字比率は3%を限度にしているが、2002年から2004年まで3%以上(2003年には4%を超えた)で2005年の見通しでかろうじて3%以内にとどまるというものだった³⁸⁾。

すでに、2004年10月13日にはヨーロッパ労組連合 *Confédération européenne des syndicats* (CES) は憲法条約支持の姿勢を打ち出したが、この投票にフランスの最大労組である「労働総同盟 (CGT)」と「フランスキリスト教労働者連合 (CFTC)」は棄権し、「労働者の力 (FO)」は反対票を投じた。2005年2月の労組の全国連合委員会では、81票が批准拒否の意向を示した(支持18票、棄権17票)。チボー CGT 代表も反対派だった³⁹⁾。

2005年3月10日には賃金と購買力の向上を求めるストライキが100万人以上を動員して行われた。「欧州憲法条約に対する反対は、購買力要求、失業の増加、RMI（最低所得保証）受給者の急増によって加速化されている」という論調も見られた。そして、「昨年秋には国家主権維持やトルコ加盟に反対する主張が反対派の大勢を占めたが、今では購買力、失業をめぐる運動に代わっている」という見方⁴⁰⁾が次第に強くなってきた。「ヨーロッパ（統合の発展）が社会的保護を弱体化させる」⁴¹⁾という見方は、憲法条約を否定的に越える見方に結びついていくものだった。

3. EU 拡大の未消化

第二に、この社会・経済不安、とくに雇用不安を原因とする生活水準低下への不安は、自ずと外からの脅威へ結びついていった。いわゆる「ソーシャルダンピング（社会生活水準の低下）」や「デロカリゼーション（生産要素・産業拠点の移転）」の議論が争点の中心となったのである⁴²⁾。そして、この問題はEU拡大の言い古された議論でもあった。フランスでは、投票が迫るにつれて中・東欧諸国からの安い労働力の移入や生産要素・産業移転などの脅威が声高に議論された。

EU拡大と今回の国民投票を結び付けて考える立場は多い。ボーダンも拡大はもはや領土的な広がりの意味するのではなく、「社会征服（社会保障分野での統合）」を意味すると指摘する。つまり、所得・社会保障・福祉などの領域での水準の一元化であり、拡大によってフランスが恩恵をこうむる立場にはないという認識が強くなったという指摘である⁴³⁾。

とくに、話題となったのがEU内のサービスの自由化を定めたボルケシュタイン指令案だった。2005年4月5日には、ボルケシュタイン前欧州委員（域内市場担当）がパリを訪問したことで、反発は一層高まった。彼が提案するこのEU指令案が、憲法条約批准にとってはネガティブな要素として議論されるようになっていた。サービスの自由化が「フランスへの外国人労働者（安い労働力）の『津波』」に繋がるという懸念だった。条約反対派エマヌエリは産業移転（とくに労働コストの低い新規加盟国の旧東欧諸国への）によるフランス企業の空洞化に対す

る脅威を説き、それはリベラリズムの結果であり、欧州憲法条約はまさにリベラリズムを体現したものであるという批判だった⁴⁴⁾。ヨーロッパ統合支持（憲法条約・統合拡大・リベラリズム）＝ソーシャル・ダмпینگや産業拠点の移転が社会生活への脅威を増幅するという図式の論法だった。こうした論法が必ずしも正しくないことはよく言われることであるが、デュアメルはファビウスなど反対派が生産要素・産業拠点の海外移転を強調することによって有権者の不安をあおったことを指摘しつつ、フランスはむしろ生産要素・産業拠点の移転によって恩恵を得たほうではないかと指摘する。つまり、フランス人の雇用の3分の1が外国企業からのものであることはその最たる例証であるという⁴⁵⁾。

フランスの著名な政治学者、ルネ・レモンは、憲法条約批准拒否は拡大に対する拒絶であり、2004年拡大の前であれば条約の批准は行われていたであろうと指摘した。憲法条約そのものへの反対というよりも、批准の拒否は拡大が際限なく進むことに対する不安であったと分析している。これに対してマルセル・ゴージェは拡大そのものが問題だったのではなく、変化のための交渉の進め方に問題があったのだと反論している。拡大そのものに対する議論はまだ落ち着いていないというのがフランスの論壇の現状である⁴⁶⁾。

いずれにせよ、こうした拡大に伴う不安が、高い失業率や社会保障をめぐる論争に拍車をかけた。ヨーロッパ統合による恩恵を享受できないものにとって拡大は脅威でしかない。しばしば、いわれるようにEU統合が「エリート」による理想と一般庶民との間に大きな乖離があるといわれる理由はここにある。しかし、この種の議論は冷戦終了直後に中・東欧諸国への拡大が議論されたときからあった。これらは新しい議論では決してない。むしろ未解決のまま残されていたのであり、そこに指導層の側の見識の不足が露呈したのが2005年の国民投票の結果であったといえよう。

この「EU拡大」をめぐる両者の理解の開きは、通貨統合の条件、政治統合、司法内務協力など、いわばヨーロッパ統合の「深化」に焦点が当たっていた92年マーストリヒト条約批准のときよりも大きかった。それが92年の時のような逆転劇を不可能にした。その意味では、

拡大が加盟国の人々の間でまだ「消化しきれていない」(ブルーノ・ジャンバル) ⁴⁷⁾ ことは明らかだった。

4. EU をめぐる議論の衰退と国内政治化

—— 政争の具と化した統合論争

第三に、2005 年の国民投票が政争の具となったことである。筆者は今後のフランス政治と EU 外交を考える上ではこの点が最大の懸念材料だと考える。断固として批准に反対し続けた社会党ナンバー 2 のファビウス社会党元首相の行動は、当初 2007 年の大統領選挙を念頭においた戦略的なものだった。エイズ汚染血液事件以来社会党内の悪玉として悪いイメージのレッテルを貼られたファビウスはヨーロッパ統合論争で党を割ることによって返り咲きを狙ったわけである。

しかし、このことは同時に与党の側にとって好機でもあった。野党社会党の分裂を予測して国民投票に訴えたシラク大統領のもうひとつの意図がそこにあった。批准に失敗しても、その責任は社会党に帰せしめることができた。しかし、批准が拒否された結果は当初の予測を超えてもっと深刻であった ⁴⁸⁾。こうした事実をとっても今回の国民投票の背景にある政治戦略的な意図は明瞭だった。

国民投票の実施が発表された後、ファビウス元首相が批准拒否の姿勢を明らかにした。2004 年 9 月 9 日、ファビウスは党員への相談のないまま党首脳が独断的には批准を決定したと批判したのである。そしてその 3 日後に、ファビウスはラジオ放送 (Grand Jury RTL-le Monde-LCI) で「ノン」に投票すると答えた。

12 月 1 日には、憲法条約をめぐる激しい内部対立を展開する社会党は党員投票を行い、58% の支持率で憲法条約批准の支持決定を行った。オランド党第一書記は「この投票はヨーロッパと政治に貢献する」と勝利宣言し、大統領府も社会党の支持決定が国民投票での批准の傾向を加速化するだろうと楽観的に判断したのであった。しかし、社会党の党運営をめぐるのは、反対派を切り捨てた形の党指導をオランドは余儀なくされることになった。翌年 2 月 2 日には社会党は憲法条約批准をめぐる先の党決定に反対する公的発言を禁じる回状を發した。これに対しては、批准反対派から激しい批判が巻き起こり、却って党内

対立は加速化された。反対派のメランション上院議員は、「民主的中央集権主義という古い考えだ」と党首脳を批判した。反対派には、エマヌエリ元第一書記も含まれていた。

しかし、その直後から社会争議が活発化した。クルーズ島のゲレで3月5日に5000人のデモが行われた。オランダ社会党第一書記は雪球と卵をぶつけられた。ファビウス元首相が2日後にそれを揶揄し、社会党内の対立は感情的激しさを増した。先に述べた3月から活発化していった労働争議の中で主張された統合反対の風潮は事態を一層複雑にした。

さらに、オランダがファビウス派の反対キャンペーンを国民戦線ルペンと同列に措いた発言を行ったことから両者の対立はますます精鋭化した⁴⁹⁾。4月14日左翼の批准反対派はパリのゼニット会場で6,000人もの観衆を前にジョルジュ・ビュッフェ(共産党)、ジャン・リュック・メランション(社会党)、オリビエ・ブザンソノ(LCR)、ジョルジュ・サール(MRC)、フランシーヌ・バヴォワ(緑)、ジョゼ・ボヴェなど壇上で演説した。彼らがノンを主張するのは、「ソーシャル・ヨーロッパ(社会重視のヨーロッパ政策)、反リベラリズム」であって、「人種差別・排外主義、反トルコ」という理由からではないことが強調された。

こうした憲法条約をめぐる議論をさらに複雑にするとともに、国内政争的な色彩を露呈させたのは、「プランB」や「プランC」の議論(批准後の修正案があるという議論)だった⁵⁰⁾。このことは、事実として他の修正案があったかどうかということよりも、その時点で批准が問われている憲法条約が最終的なものではないという心理を象徴的に代弁したものだ。つまり、条約は修正可能である、という印象を有権者に与えたのである。実際に、投票後の調査では、3分の1以上が「拒否することで条約の再交渉が可能となる」(35%)と回答した⁵¹⁾。またそうした意識を、一部の政治的リーダーたちも共有していたと考えられよう。ここには、憲法条約に対する認識の揺れと同時に切迫感の欠如があった。

結び —— 統合の「国内化」

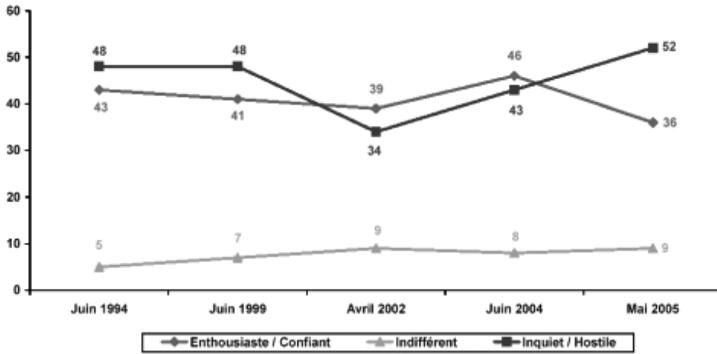
ジャンバールは、2004 年末のユーロバロメーターの調査 (Eurobarometer october-november 2004 EOS Gallup) に基づいて論じている。2004 年第五次拡大直後の調査では 25 カ国中 8 カ国で EU に属することを支持する意見が少数派であり⁵²⁾、EU 統合に無関心という意見は全体で 43% に達する⁵³⁾。そして加盟国全体を、①タイプ 1「ヨーロッパ統合積極的支持派 (euro-militant)」、②タイプ 2「ヨーロッパ統合賛同派 (euro-sympathisants)」、③タイプ 3「脆弱なヨーロッパ統合派 (euro-fragiles)」、④タイプ 4「ヨーロッパ統合批判派 (euro-critiques)」、⑤タイプ 5「反ヨーロッパ統合派 (anti-europeens)」にタイプ分けして考察しているが、フランスはタイプ 3 に分類されている。ヨーロッパ全体の平均で見ると、EU 統合の推進役であるにもかかわらず、フランスは決して「優等生」ではない。本論文で見た世論調査の推移は統合に向けた国民心理の不安定を物語っている。

またその要因としては、国内事情による統合論争の国内化の傾向が強まっている。理想推進派としてのエリート層の支持が高いとしても、日常生活に結びつく国民心理は常に不安定である。その意味では、東欧への拡大やユーロ圏の財政危機などは統合にとって大いにマイナス要因となった。

とくに 2005 年に実現した中・東欧諸国への拡大は、一般国民には EU 統合がもはや臨界状態に達したかのような意識を強く持たせることになったのではないか。この上「憲法」の段階にまで一気に進む必然性への疑問であった。またユーロ圏の財政危機はさらに多くの国民の眼には眼前の危機と映ったのだと考えられる。統合の拡大と深化によるポジティブな外的要因が国内的には統合支持の拘束要因となることがあるという現実を忘れてはならない。



L'ATTITUDE A L'EGARD DE LA CONSTRUCTION EUROPEENNE



FRANCE 3 / RADIO FRANCE / LE PARISIEN / AUJOURD'HUI EN FRANCE • LE VOTE AU REFERENDUM SUR LE TRAITE CONSTITUTIONNEL EUROPEEN : EXPLICATION DU VOTE ET PERSPECTIVES POLITIQUES • Mai 2005 24

図 1"

出典 : CSA (<http://www.csa.eu/multimedia/data/sondages/data2005/opi20050529d.pdf>)



L'analyse du vote en pénétration

	%	Oui %	Non %	Blanc ou nul %
Ensemble des votants	100	45	55	2
Sexe				
- Homme	100	47	53	2
- Femme	100	43	57	2
Age				
- 18-20 ans	100	41	59	4
- 21-24 ans	100	41	59	4
- 25-29 ans	100	38	62	4
- 30-34 ans	100	44	56	3
- 35-39 ans	100	42	58	2
- 40-44 ans	100	39	61	3
- 45-54 ans	100	40	60	2
- 55-64 ans	100	52	48	1
- 65-74 ans	100	57	43	3
- 75 ans et plus	100	59	41	2
Profession de l'interviewé				
- Patrons de l'industrie et du Commerce	100	51	49	3
- Professions libérales	100	60	40	1
- Cadres	100	67	33	1
- Professions intermédiaires	100	46	54	3
- Employés	100	37	63	3
- Ouvriers	100	30	70	3
- Retraités	100	53	47	2
- Autres inactifs	100	44	56	3
Statut				
- Chef d'entreprise ind. et profession libérale	100	55	45	2
- Salarié	100	42	58	3
Dont Salarié du public	100	36	62	3
Dont Salarié du privé	100	43	57	3
- Chômeur	100	24	76	4
- Autre inactif	100	44	56	3
- Retraité	100	53	47	2
Type de contrat de travail				
- En CDI	100	43	57	2
- En CDD	100	32	68	2
- Intérimaire	100	30	70	5
Niveau de diplôme				
- Sans diplôme/Primaire	100	39	61	2
- B.E.P./C./C.A./P/B.E.P	100	39	61	3
- BAC	100	46	52	3
- BAC +2	100	54	46	3
- Supérieur à Bac +2	100	69	31	1
Revenus mensuels du foyer				
- Moins de 1000 euros par mois	100	35	65	2
- De 1000 à 1500 euros par mois	100	35	65	4
- De 1501 à 3000 euros par mois	100	47	53	2
- De 3001 à 4500 euros par mois	100	62	38	2
- Plus de 4500 euros par mois	100	74	26	2
Pratique religieuse				
- Catholique	100	49	51	2
Dont : Praticants réguliers	100	67	33	0
Dont : Praticants occasionnels	100	49	51	2
Dont : Non pratiquant	100	45	55	2
- Protestant	100	43	57	1
- Musulman	100	46	54	3
- Sans religion	100	35	65	4
Proximité politique				
- Extrême Gauche	100	15	85	1
- Gauche	100	39	61	2
Dont : P.C.	100	9	91	1
Dont : P.S.	100	48	52	2
Dont : Les Verts	100	41	59	4
- CPNT	100	38	62	8
- Droite	100	79	21	2
Dont : U.D.F.	100	83	17	0
Dont : U.M.P.	100	84	16	2
Dont : R.P.F./M.P.F.	100	38	62	5
- Front National/M.N.R.	100	16	82	1
- Sans préférence partisane/je ne prononce pas	100	35	65	5
Vote aux élections régionales 2004				
- Extrême Gauche	100	11	89	3
- Gauche	100	40	60	2
- Droite	100	78	22	1
- Extrême Droite	100	17	83	1
- Blanc ou nul/Abstention	100	36	62	5

註

- 1) Gaillard, Marion, *France-Europe*, De Boeck, 2010, pp.161-170.
- 2) 拙稿「構造改革を急ぐポピュリストサルコジの人気と試練の秋」『時事トップコンフィデンシャル』2007年9月21日。
- 3) サルコジ大統領の2月10日の演説。 *Le monde*, 10 fevrier 2008.
- 4) *Le monde*, 19 juin 2008.
- 5) *L'essentiel*, pp.62-75. Christian Lequesne, *La France dans la nouvelle Europe*, Science po. Les presses, 2008, pp.129-145.
- 6) *Le monde*, 22 juillet 2008.
- 7) Christian Lequesne, *op.cit.*, pp.137-138.
- 8) *Le monde*, 18 septembre 2008.
- 9) *Le monde*, 11 décembre 2008.
- 10) *Eurobarometre Flash 230*, mai 2009.

08年秋の頃の段階ではイギリスとポーランドは条約批准をできる限り時間稼ぎするとい方向（ポーランドは、大統領は08年7月1日には批准に署名しないと述べた。08年4月議会は批准）。

09年1月からこの年の前半の議長国はリスボン条約批准に難色を示していたチェコに代わった。サルコジ大統領の活発な議長国ぶりが印象的であった加盟諸国にとって、チェコの議長国任期期間での統合の推進に対する期待は大きくなかった。一部では、制度的にはありえないことであったが、「サルコジ大統領の議長任期延期」を望む声も陰で聞かれていた。なかんずく、リスボン条約に対するチェコの国内事情、当時中東和平をめぐるチェコの孤立（EU各国がパレスチナ解放勢力支持を明らかにしている一方で、チェコはイスラエル支持）、ウクライナ・ロシア間での天然ガス価格をめぐる紛争、景気対策など案件が山積みであった。 *Le monde*, 1er janvier 2009

とくにリスボン条約については、トボラネク首相は2008年には年内に批准すると言いつつ続けていたが、批准不支持派であるクラウス大統領が条約がチェコ憲法に合憲であるか否かを謀った上で、批准の可否を決めると公言したため、首相も年内批准は不可能という見

方に傾斜していった。11月の世論調査ではチェコ国民の55%が批准拒否の意向を示していた。その後最高裁判所の合憲決定、そして2009年2月の上院の決議で条約の批准は成立したが、大統領はアイルランドの国民投票の結果をまって署名するという方針をとったため、批准は遅れた(最終的にはアイルランドの第二回国民投票後に大統領は署名した)。Le monde, 11 novembre 2008

- 11) De la Housse, Roland, Directeur adjoint, d'épártment de l'UE 2010年9月2日筆者とのインタビュー。
- 12) *Le traité de Lisbonne en quatre points*, Documentation Française, 2007.
- 13) *Le monde*, le 25 septembre 1992.
- 14) *Le quotidien de Paris*, le 24 septembre 1992.
- 15) 拙稿「EC統合とフランス(1) — マーストリヒト条約批准をめぐるフランス国民投票」『改革者』1993年1月号 78-85頁。
- 16) Rozès, Stéphane, «La renationalisation du débat européen», *Le débat*, no 136, septembre-octobre 2005. p.29-30. CSA: France3 / Radio France / Le Parisien /Aujourd'hui en France, Le vote au référendum sur le traité constitutionnel européen: explication du vote et perspectives politiques, mai 2005, p.68, "Evolution des intentions de vote et de l'abstention"
- 17) CSA: France 3 / Radio France / Le Parisien / Aujourd'hui en France / Le vote au référendum sur le traité constitutionnel européen: explication du vote perspectives politiques , mai 2005, p.24.
- 18) Jeanbart, Bruno, «Les opinions européennes faces au traité constitutionnel», pp.273-283. *Politique étrangère*, 2.2005.
- 19) *Le monde*, le 2 juin 2005.
- 20) Rozès, *op.cit.*, p.29.
- 21) CSA: France 3 / Radio France / Le Parisien / Aujourd'hui en France / Le vote au référendum sur le traité constitutionnel européen: explication du vote perspectives politiques, mai 2005, p.24 (以下 CSA, mai 2005)
- 22) *Eurobarometre Flash no 230, Commission Européenne, Quelle Europe? Les Français et la construction Européenne, avril/mai 2009, Rapport*, mai 2009, pp.6-9.
- 23) TNS-Sofres, le 24 juin 2008.

- 24) l'IFOP pour *Le Figaro* publié lundi 17 septembre, *Le monde*, le 18 septembre 2012
- 25) *Ibid.*, *Le monde*, le 19 septembre 2012
- 26) l'IFOP pour *Le Figaro* publié lundi 17 septembre
- 27) 拙稿「欧州憲法条約の批准を否決したフランスの国民投票」『日本EU学会年報』2006年3月。「欧州憲法条約批准を拒否したフランス国民投票」『海外事情』2006年3月。
- 28) Duhamel, Olivier, *Des Raisons du <Non>*, Seuil, 2005, p.40.
- 29) *Ibid.*, p.39.
- 30) Montebourg, Arnaud et François, Bastien, *La Constitution de la 6e République*, Odile Jacob, 2005.
- 31) Pérrineau, Pascal, «Le Référendum français » dans P érrineau, Pascal (dir), *Le vote européen 2004-2005*, Sciences po. Les presses, 2005, p.238.
- 32) *Le monde* , le 31 mai 2005.
- 33) Rozès, Stéphane, «La renationalisation du débat européen», *Le débat*, no 136, septembre-octobre 2005, p.29-30.
- 34) 前掲拙稿「欧州憲法条約の批准を否決したフランスの国民投票」、「中東欧拡大で飽和感」『朝日新聞』2005年6月9日夕刊、「EU憲法批准にノン 欧州統合に暗雲」『世界週報』2005年6月28日号
- 35) TNS SOFRESS *Le Figaro Magazine*
- 36) *Le monde*, le 31 mai 2005.
- 37) CSA p.19.
- 38) *Le Figaro*, le 31 mai 2005
- 39) *Le monde*, les 29-30 mai 2005.
- 40) *Liberation*, les 19-20 mars 2005.
- 41) *Le monde*, le 16 mars 2005.
- 42) *Le monde*, le 31 mai 2005, p.4.
- 43) Beaudin, Hervé, *Au-delà du "NON"*, éllipses, 2005, pp.51-54.
- 44) *Le monde*, les 29-30 mai 2005.
- 45) Duhamel, *op.cit.*, pp.17-20.
- 46) Gauchet, Marcel et Rémond, René, «Comment l'Europe divise la France», dans *Le débat*, no 136, septembre-octobre 2005, pp.4-7.

- 47) Jeanbart, Bruno, *op.cit.*, p.282.
- 48) Duhamel, *op.cit.*, p.21.
- 49) こうした中、ノンの勢いが高まり、社会党内部の対立が解決しない。状況を見て、フィッシャー独外相はフランス支援のため4月11日レンヌを訪れた。マーストリヒト条約のときにやはり同じように支持率が過半数を切った時点でコール独首相がフランスのテレビに出演してフランス国民を激励したときのことを髣髴とさせた。 .
- 50) 5月13日にドロール元欧州委員長が「『プランB (つまり、今の憲法条約案に代わる別の案が存在する)』がありうる」と発言したことがきっかけとなった。すぐにドロールはこれを否定したが、反対派のファビウスはこれに直ぐ飛びつき、「与党は批准を支持した後には『プランC (もっと別の案)』もあるだろう」と述べたのである。
- 51) *Le monde*, le 31 mai 2005.
- 52) Jeanbart, *op.cit.*, p.276. イギリス・リトアニア・マルタ・チェコ・オーストリア・スウェーデン・フィンランド・ハンガリー。 .
- 53) Jeanbart, *op.cit.*, p.276. ポーランド 61% リトアニア 59% チェコ 52%。 .